

釜石市告示第15号

釜石市市営建設工事の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査申請の 受付に関する告示

釜石市市営建設工事の請負契約に係る指名競争入札の参加者の資格及び指名等に関する要綱（平成7年釜石市告示第4号）第3条の規定により市営建設工事の請負資格審査申請を次のとおり受け付ける。

平成23年 1月31日

釜石市長 野田 武 則

1 資格審査申請書類

建設工事及びコンサルタント業務のいずれも、岩手県様式又は国土交通省（地方整備局等）様式によるものとし、提出書類は次のとおりとする。

（1）市営建設工事請負資格審査申請書

登録を希望する業種を記載すること。なお、市内に主たる営業所を有する者で下水道に関する工事及び水道に関する工事（水道事業所が発注する工事）を希望する申請者は、「下水道工事希望」及び「水道工事希望」と左下欄外に記載すること。

（2）営業所一覧表

許可業種のうち、当該営業所で営業する業種を記載すること。

（3）工事経歴書

直前2年間の各営業年度内及び申請の日までに着工した工事で、元請及び下請工事のうち、主なものを記載すること。

（4）経営事項審査結果通知書又は経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書（それぞれその写し）

（5）希望する工事種別の直前2年間（3年間）の年間平均完成工事高

（6）技術職員名簿

海中土木、下水道工事等、特に資格者が必要となるものについては、当該資格者証の写しを添付すること。

（7）アスファルトフィニッシャー保有調書（舗装工事を希望する者に限る。）

アスファルトプラントの保有状況についても記載すること。なお、貸借契約を締結している者は、その証拠書類を添付すること。

（8）船舶所有調書（海中土木工事を希望する者に限る。）

貸借契約を締結している者は、その証拠書類を添付すること。

（9）納税証明書

ア 市税：申請時の時点までに納期が到来する市税を完納のうえ提出すること。

イ 消費税及び地方消費税：申請書を提出する日の属する年の直前1年間に国に納付したもののについて提出すること。

※市内に営業所を有する者はア及びイ、それ以外の業者はイのみを提出すること。

(10) 建設業退職金共済事業加入・履行証明書

(11) 年間委任状

主たる営業所以外の営業所において請負を希望する者に限るものとし、受任期間は2年間とする。

(12) 釜石市内営業所職員名簿（別紙のとおり）

本店等が釜石市外にあり、釜石市内の営業所において請負を希望する者に限る。

※注意事項

- ・提出書類のうち、官公署が発行する諸証明については、原寸大の複写によるものも可とする。
- ・提出書類は、A4判ファイル綴とし、表紙および背表紙に業者名を記載すること。
- ・釜石市内の営業所において請負を希望する者は、宛先を記載し90円切手を貼付した返信用封筒1通を添付すること。
- ・提出書類のうち（5）は、原則として経営事項審査結果と一致するものであること。

2 受付期間

平成23年3月1日（火）から3月22日（火）までとし、持参又は郵送等により提出すること。なお、受付期間最終日の午後5時00分までに必着のこと。

3 有効期間

平成23年度及び平成24年度とする。ただし、適用日は新格付決定の日とし、終期は平成25・26年度格付決定の前日とする。

4 資格審査及び通知

新規登録を希望する者のうち、審査の結果、資格基準に適合すると認められた者について、本市が定める業種別の区分を行い、更に等級別区分を行う業種については格付を行う。

資格者名簿に市内業者として登録する者に対しては、結果を通知する。

5 申請（問い合わせ）先

〒026-8686

釜石市只越町三丁目9番13号

釜石市総務企画部財政課契約係

TEL 0193-22-2111（内線124） FAX 0193-22-2686